

長野市PFI事業等審査委員会 について

総務部公有財産活用局
公共施設マネジメント推進課

1. 長野市PFI事業等審査委員会の設置

審議会：地方自治法の規定に基づく附属機関

条 例：長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

(1) 設置の目的

PFI事業等の導入プロセスにおいて客観性・公平性・透明性を確保しながら、専門的見地から調査、審議する必要があるため設置するもの

(2) 担任する事務（条例別表）

市長の諮問に応じ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定による特定事業の選定等に関する事項について調査及び審議すること。

<PFI事業の場合>

- アドバイザーの選定、事業者の選定、実施方針、要求水準書、契約書案、落札者決定基準、事業提案の内容などの調査及び審議
- 総合評価一般競争入札を実施する場合は、地方自治法で義務付けのある「学識経験者からの意見聴取」の役割も果たす

(3) 委員の構成 ※別紙名簿のとおり

- 平成30年12月、委員会を設置（附属機関条例一部改正）
- PFI事業等の導入が決定した場合、事業ごとに委員会を（6～8回程度）開催

2-1. 長野市PFI事業等審査委員会の運営

(1) 委員の任期

長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針

第5 委員の選任

附属機関の委員の選任に当たっては、次のことに配慮する。

(1) 任期は、1期2年を目途に最長3期又は6年までとする。

審議対象となるPFI事業等のスケジュールによっては、延長をお願いする場合があります。

(2) 特別委員、専門委員の選任

長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

(特別委員及び専門委員)

第4条 附属機関に、特別の事項を調査及び審議させるため必要があると認めるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があると認めるときは専門委員を置くことができる。

平成30年市議会12月定例会の総務委員会委員長報告

「案件によっては、その地域の実情に精通した人の意見が重要なことも考えられるため、審査委員会に住民代表を加えるなど、案件に応じた運用を検討するよう要望」

(3) 会議

長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

(会議)

第6条 附属機関は、会長等が招集し、会長等が会議の議長となる。

2 附属機関は、委員（議事に関係のある特別委員が置かれている場合にあつては、当該委員を含む。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員（議事に関係のある特別委員が置かれている場合にあつては、当該委員を含む。）の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

4 附属機関は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

委員会の処務は公共施設マネジメント推進課が行う。

(4) 守秘義務

長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例
(守秘義務)

第8条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(5) 委員会の公開、非公開

審議会等の会議の公開に関する指針

3 会議の公開基準

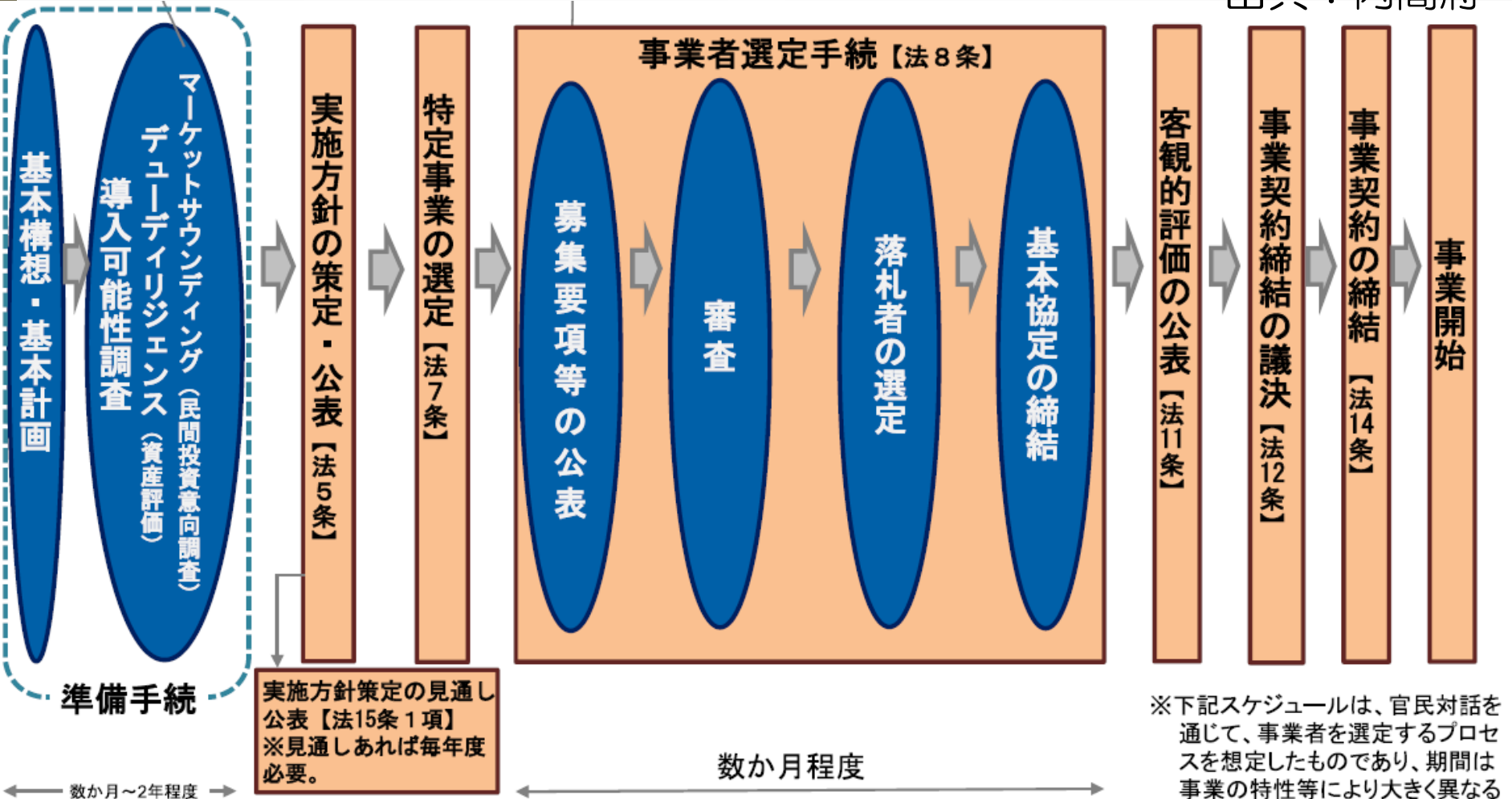
審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、例外的に非公開とすることができるものとする。

- (1) 個人に関する情報を審議等する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障が生ずると認められる場合
- (3) 公開すること自体が、公の福祉等に反すると認められる場合

事業者選定の回は、(2)により非公開の予定

3. 開催スケジュール

出典：内閣府



事業規模や施設の種類、民間施設併設の有無等、特定事業の内容によって、開催回数が増えます。

4. 委員会の審査対象事業の範囲

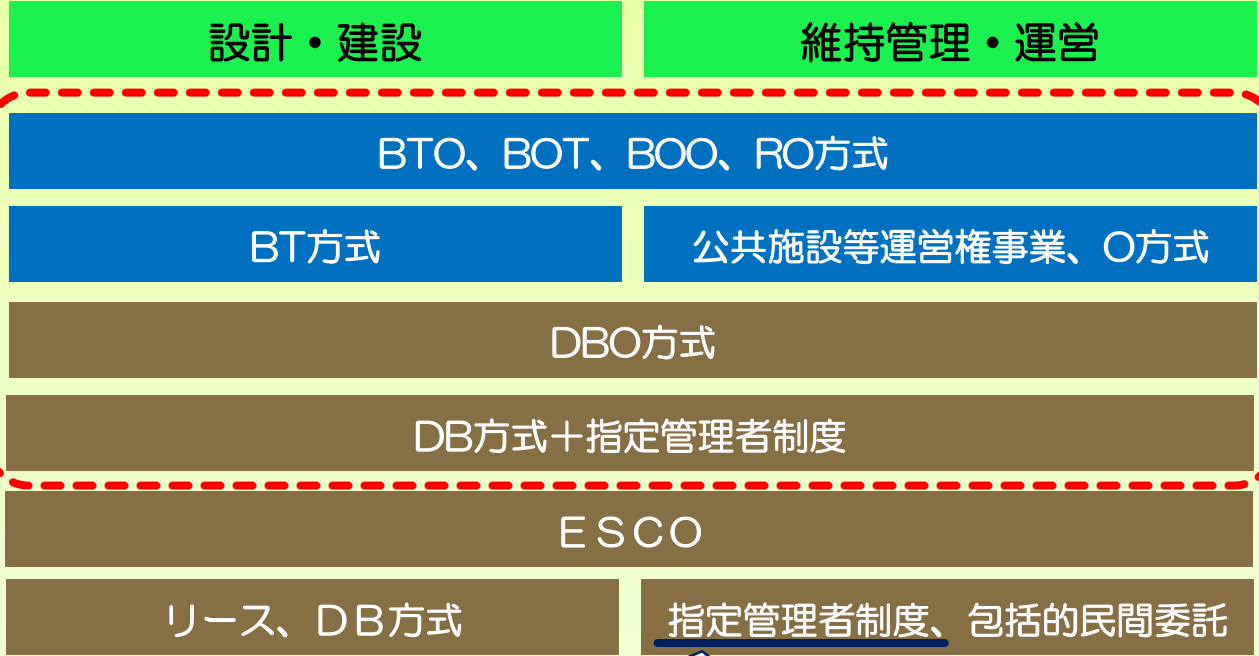
公民連携事業

PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの

委員会の
審査対象
事業

公共施設等の
整備等



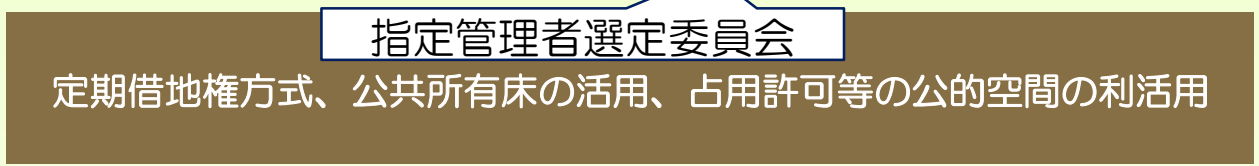
PF I

↑資料2-1

←資料3

PF I
以外の
PPP

公的不
動産の
利活用



設計・建設と維持管理・運営を一体的に発注する事業を対象